

健康保険証とマイナンバーカードの一体化 (マイナ保険証) に関する制度について



※現時点で国から示されている方針等に基づき作成したものです。
今後、国から示される省令、通知等により内容に変更が生じる可能性があります。



マイナ保険証での医療機関受診

令和6年（2024年）12月2日に、現行の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証による医療機関等の受診を基本とした仕組みに変わります。

マイナ保険証で受診するメリットは大きく**2点**です。

※マイナ保険証とは…マイナンバーカードを健康保険証として利用登録したものです。

安心 よりよい医療が受けられる！

- 特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査を防ぎ、自身の健康・医療データに基づくより適切な医療を受けられます。
※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- 薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクも減少します。
※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- 旅行先や災害時に受診する際も、薬の情報等が連携されます。

便利 各種手続きも便利・簡単に！

- 医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が不要になります。
- 就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要になります。
- 高齢受給者証を持参する必要がなくなります。
- マイナポータルで医療費通知情報を入手でき、医療費控除の確定申告が簡単にできます。



令和6年（2024年）12月2日以降、**新規に健康保険証は発行されません。**



マイナ保険証利用のためのステップ

① マイナンバーカードの取得



② マイナ保険証の利用登録

マイナンバーカードを保険証として利用するためには、ご自身で「保険証利用登録」を行う必要があります。

マイナンバーカードの保険証利用登録には、3つの方法があります。



※マイナポータルとは・・・

政府が運営するオンラインサービスです。
パソコンやスマートフォンからログインが可能で、
各種行政手続きの申請や、所得・税等の情報を確認することができます。



③ 事業主へマイナンバーを提出

就職や転職をした場合は、マイナンバーを会社にご提出ください。



※マイナポイントを申し込んだ場合でも、マイナンバーを会社に提出していなければ、マイナ保険証はご利用いただけませんのでご注意ください。

マイナ保険証で医療機関を受診する流れ

マイナ保険証で医療機関を受診



マイナ保険証で医療機関や薬局を利用するとき、

顔認証付きカードリーダー



顔認証付きカードリーダーで受付をします

マイナナンバーカードをお持ちですか？

受付付近



カードリーダーは、受付付近にあります

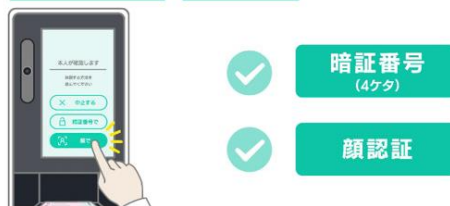
カードリーダーの使い方

① マイナナンバーカードをカードリーダーに入れ、本人確認を行う



① マイナナンバーカードをカードリーダーに入れ、本人確認を行う

① マイナナンバーカードをカードリーダーに入れ、本人確認を行う



暗証番号（４ケタ）か顔認証どちらも可能です

② 同意事項の 確認&選択



医師・薬剤師が見られるようにするが、選択

健康保険証の取り扱い

令和 6 年（2024 年）12 月 2 日に、現行の健康保険証は新たに発行されなくなりますが、現在お持ちの健康保険証は、退職等で資格喪失にならない限り、令和 7 年（2025 年）12 月 1 日まで使用できます。



※令和 7 年（2025 年）12 月 1 日までに退職等で使用できなくなった保険証は回収いただき、被保険者資格喪失届とあわせて日本年金機構へお手続きください。

※令和7年（2025年）12月2日以降については保険証の自己破棄も可能です。

マイナ保険証以外の医療機関の受診方法

マイナンバーカードを持っていない、又はマイナ利用登録をしていない方は、保険者から交付される「**資格確認書**」を提示することで、これまで通りの保険診療を受けることができます。
(マイナ保険証のメリットはありません。)

資格確認書の発行は以下のとおり行います。

【新規加入者】

- **令和6年（2024年）12月2日以降**、資格取得届などによる本人からの申請に基づき、会社を経由してマイナ保険証をお持ちでない加入者に発行します。

※新規加入時に申請がなかった方でマイナ保険証をお持ちでない方などには、申請によらず資格確認書を発行しますが、相当な期間を要することから、できる限り資格取得届の提出時に申請をお願いします。

【既存加入者】

- **令和7年（2025年）9月から11月にかけて**、保険者が必要と判断した場合に資格確認書を発行します。

※マイナ保険証をお持ちでない方、マイナンバーが未登録の方などに発行します。

※資格確認書の有効期限内に退職した場合、資格確認書は回収してください。

※有効期限が切れた資格確認書については自己破棄も可能です。

資格確認書 - 印字項目・デザイン

- ・ 材質・サイズは健康保険証と同様とする。
- ・ 資格確認書の色について、現行保険証との識別を簡便化する目的で色を変更する。
 - 健康保険側においては、印字要素の視認性を考慮し、ベースカラーは黄色に印字は黒で決定。

掲載面

印字要素

資格確認書のイメージ

表面

- ・ 記号・番号
- ・ 枝番
- ・ 氏名（漢字、フリガナ）
- ・ 被保険者氏名
- ・ 生年月日
- ・ 本人・家族区分
- ・ 被保険者/被扶養者
- ・ 性別
- ・ 2次元コード
- ・ 資格取得年月日
- ・ 交付年月日
- ・ 有効期間の終期（有効期限）
- ・ 保険者番号
- ・ 保険者名称・支部名
- ・ 保険者所在地
- ・ 公印

※高齢受給者証等証明書の情報を現行同様、別証として発行するため資格確認書には負担割合等を記載しない

※性別対応（性別・通称名表記）、旧姓併記は加入者の申出に基づき対応する。

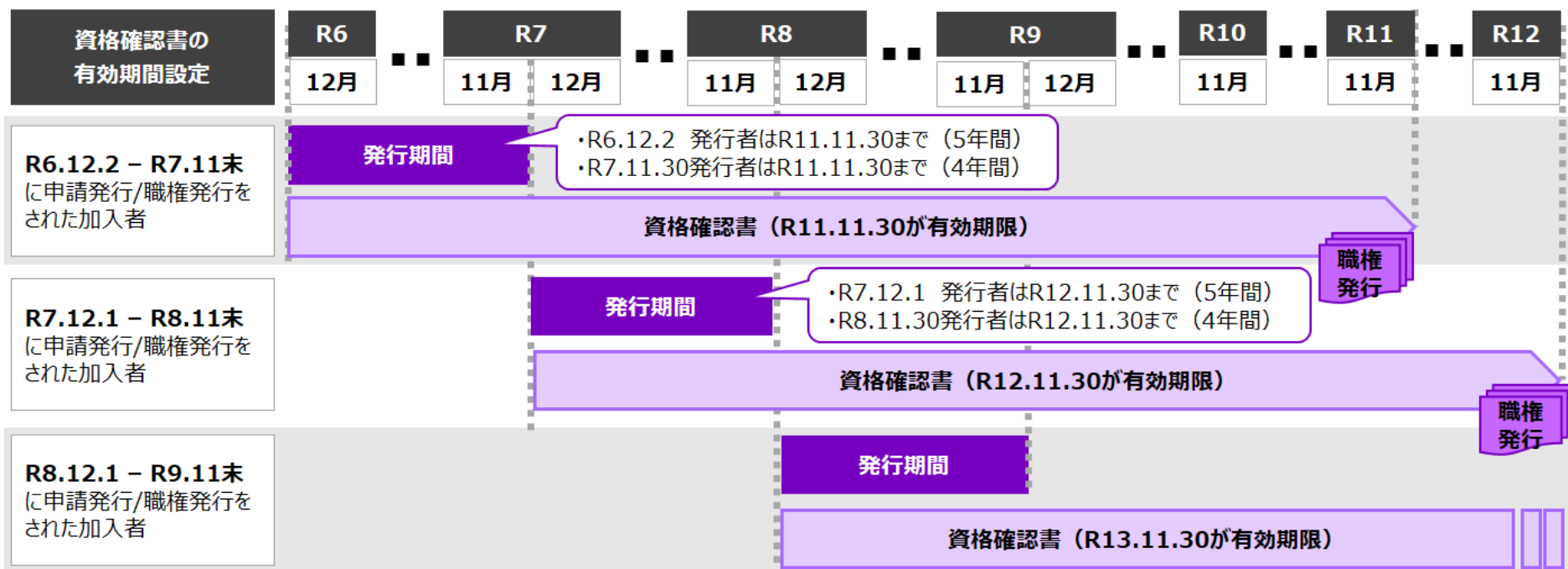
裏面

- ・ 住所欄
- ・ 備考欄（性別対応及び旧姓併記は備考欄に記載予定）
- ・ 注意事項欄
- ・ 臓器提供意思表示欄



資格確認書の有効期間の設定方針

- 資格確認書の有効期間は最大5年間とする（ただし任継は最大2年、75歳誕生日を5年以内に迎える方はその前日まで）。
- 事務処理の負荷やコスト軽減のため、更新時期が同一になるよう**1年単位の発行期間を設定**（毎年12月1日～翌年11月30日 ※ただし初年度に限り、令和6年12月2日～令和7年11月30日とする）、**発行期間毎に同一の有効期限を設定する**（加入時期による有効期間の差は最大1年間まで許容する方針とする）。



（※）有効期間内における紛失、券面変更等による再発行が行われた際は、有効期間を更新した資格確認書を送付する。

資格確認書 - 職権発行

- 協会の方針として、マイナ保険証の使用できない加入者に向けて資格確認書の職権発行を行う。
- 資格確認書の職権発行の概要について下記に整理した。

概要

- 改正法の施行後は、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を基本としつつ、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある者については、氏名・生年月日、被保険者等記号・番号、保険者情報等が記載された資格確認書により被保険者等資格を確認する。
- マイナ保険証を保有していない者その他保険者が必要と認めた者については、本人の申請によらず保険者が交付する運用とする。本人の申請によらない交付（職権交付）の対象とする。

対象者

1. 個人番号未収録者
2. 中間SVに登録されない方
3. マイナ保険証未登録者
4. マイナンバーカード返納者
5. マイナンバーカード電子認証切れの方
6. 券面情報に変更があった方
7. その他協会が必要と判断した場合

新規資格取得時における資格取得届の様式変更(参考)

- 年金機構における新規資格取得時においても、資格取得届の表面にチェックボックスが新設される。
- 裏面には資格取得届のチェックボックスによる資格確認書発行要否の説明が記載されている。

裏面

⑪住所 住民票住所をご記入ください。なお、日本国内に住民票（個人番号）を有していない等、住民票住所を記入できない場合は、居所等を記入のうえ「1. 海外在住」「2. 短期在留」「3. その他」のいずれか該当する理由を○で囲み、「3. その他」に○をした場合は、その理由をご記入ください。※日本年金機構に提出する際「⑤個人番号」欄に個人番号を記入した場合、住所記入は不要です。

⑫資格確認書発行要否 資格確認書の発行が必要な場合（※）は「☐発行が必要」にチェックを入れてください。
※以下に該当する場合には限りません。
・マイナンバーカードを取得していない者、マイナンバーカードの返納者
・マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者、利用登録解除を申請した者、利用登録解除者
・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者

※付書類
・60歳以上の方で退職後の継続再雇用の場合
ア. 就業規則・退職辞令のコピー等退職日が確認できる書類、および継続して再雇用されたことが確認できる雇用契約書のコピー
イ. 上記「ア」の書類が添付できない場合、事業主の証明書（退職日、再雇用日が記載されているもの）等

表面

健康保険
厚生年金保険
厚生年金保険

被保険者資格取得届
70歳以上被用者該当届

様式コード
2 2 0 0

令和 年 月 日提出

事業所
整理番号

事業所
番号

提出者記入欄

事業所所在地

事業所名称

事業主氏名

電話番号

届書記入の個人番号に誤りがないことを確認しました。

社会保険労務士記載欄

氏名等

被保険者1

①被保険者整理番号

②氏名

③生年月日

④種別

⑤取得区分

⑥報酬月額

⑦住所

⑧備考

⑨資格確認書発行要否

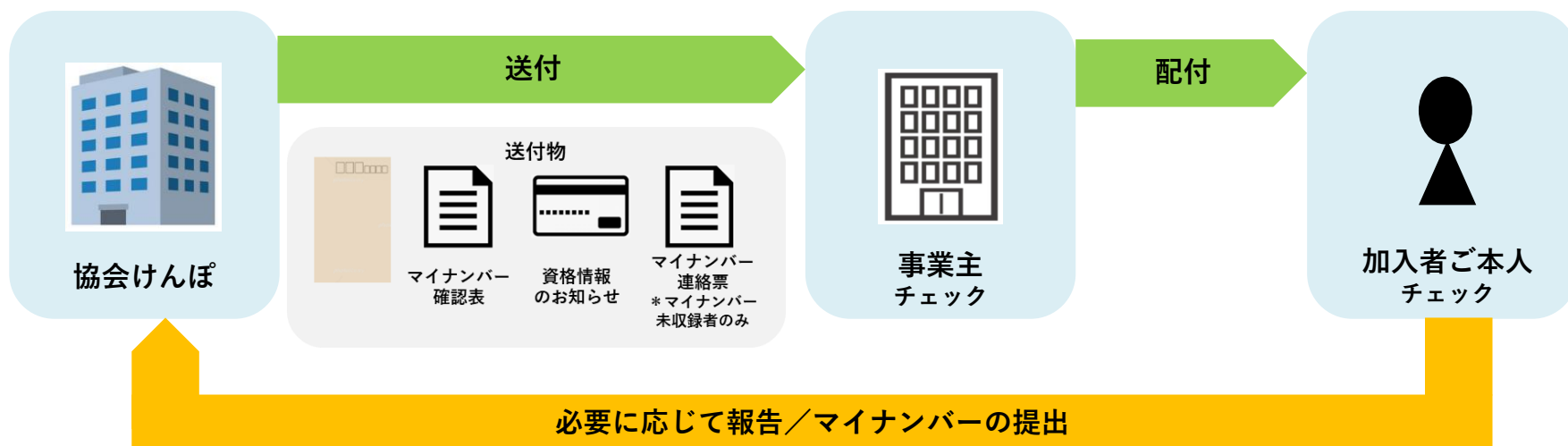
⑩発行が必要

既存加入者に対する「資格情報のお知らせ」の送付

国の方針に基づき、本年 9 月^(※1)に全加入者に対し、事業主を経由して、記号・番号を含む被保険者資格等の基本情報が記載された「**資格情報のお知らせ**」を送付しています。

(※1) 令和 6 年 6 月 10 日以降に加入の処理を行った方については、令和 7 年 1 月頃に発送する予定です。
令和 6 年 7 月に送付した納入告知書に同封のチラシにて事前にご案内をしています。

- 事業主の皆様におかれましては、「資格情報のお知らせ」を全従業員の方にお渡しいただきますようご協力をお願いします。
- 資格情報のお知らせの送付に併せて、マイナンバーの下 4 桁を通知しています。
ご自身のマイナンバーと一致しているかご確認ください、一致していない場合は保険者までご連絡をお願いします。
- マイナンバーの紐づけができていない方には、マイナンバーの提出をお願いするため申出書を同封しています。



対象者、送付時期等

送付対象者及び送付時期等については以下のとおりです。

送 付 対 象 者	加入者全員 ※健康保険法第3条第2項に規定される日雇特例被保険者及びその被扶養者を除く
送 付 時 期	1回目 令和6年9月9日（月）～令和6年9月30日（月） ※岡山支部は、9/12に発送済 2回目 令和7年1月22日（水）～令和7年2月3日（月） * 令和6年6月10日（月）から11月29日（金）までに加入の処理をした者 （データ抽出時点の現存者。事業所の管轄外所在地変更により事業所記号が変わった場合も含む。）
送 付 方 法	一般加入者 ：個人別に封入 ➤ 事業主経由での送付 * 特定記録郵便。封筒または箱に梱包し送付します。

【送付物イメージ】

送付物イメージ

(記号) 12345678 (番号) 1234567
(被保険者氏名) 協会 太郎 様
(対象者氏名) 協会 太郎 様

お問い合わせ番号
00-00000000-00000000-00
〒123-4567
東京都〇〇区〇〇町 1-2-3
全国健康保険協会 〇〇支部

資格情報のお知らせ

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします(令和6年〇月〇日時点)。
なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	12345678	番号	1234567 (枝番) 00
氏名	協会 太郎		
フリガナ	キョウカイ タロウ		
生年月日	平成元年 10 月 1 日		
負担割合	3割(令和6年〇月〇日時点)		
資格取得年月日	令和2年 1 月 1 日		
保険者名	全国健康保険協会 〇〇支部		

スマートフォンをお持ちの方は、以下の二次元コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご活用ください。

— マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら —



マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます(スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます)。

なお、現在、医療保険のデータベースに登録されているあなたの個人番号(マイナンバー)は次のとおりです(12桁のうち下4桁のみ表示)。万が一、表示されている下4桁の数字が、ご自身の個人番号(マイナンバー)の下4桁と一致していない場合には、保険者までご連絡ください。

***** 6825

1

資格情報のお知らせ

記号 12345678 番号 1234567 枝番 00
フリガナ キョウカイ タロウ
氏名 協会 太郎
生年月日 平成元年 10 月 1 日
資格取得年月日 令和2年 1 月 1 日
保険者番号 12345678
保険者名称 全国健康保険協会 〇〇支部

左を切り取ってご利用いただくこともできます
(このお知らせのみでは受診できません)

2



1 マイナンバーの下4桁が記載されています。

医療保険のデータベースに登録されているマイナンバーの下4桁を表示しておりますので、ご確認ください。

※マイナンバーの未提出等により、当協会が正確なマイナンバーを把握できていない場合、記載しておりません。



マイナンバーの紐づけができていない方については、マイナンバーの下4桁は記載しておりません。マイナンバーの提出をお願いするため、申出書を同封しております。

2 資格情報のお知らせです。

令和6年12月から以下の場合に使用できます。
点線で切り取って大切に保管してください。

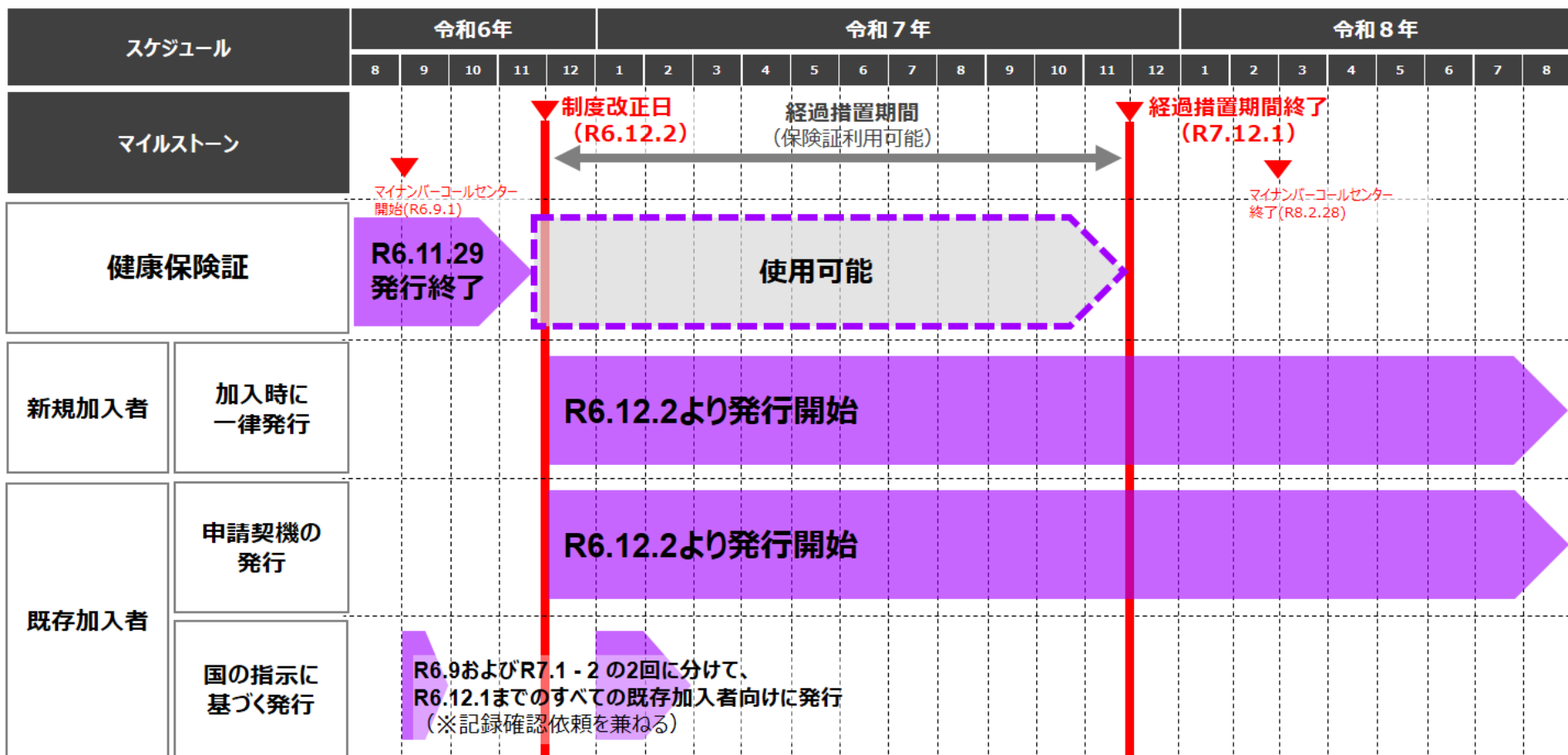
給付金等の申請に！

- 健康保険の各種給付金等の申請に必要な健康保険の記号・番号を確認することができます。

医療機関等の受診時に！

- オンライン資格確認システム※を導入していない医療機関等でも、マイナ保険証と併せることで受診できます。
※ 健康保険の資格情報等が確認できるシステム

資格情報のお知らせ - 発行スケジュール



※本表上では、「新規加入者 = R6.12.2以降の加入者」「既存加入者 = R6.12.1以前の加入者」と定義する。
 ※資格確認書が交付された者については、資格情報のお知らせを発行しないことも可能だが、実務の煩雑をさけるため、一律に発行する方針。

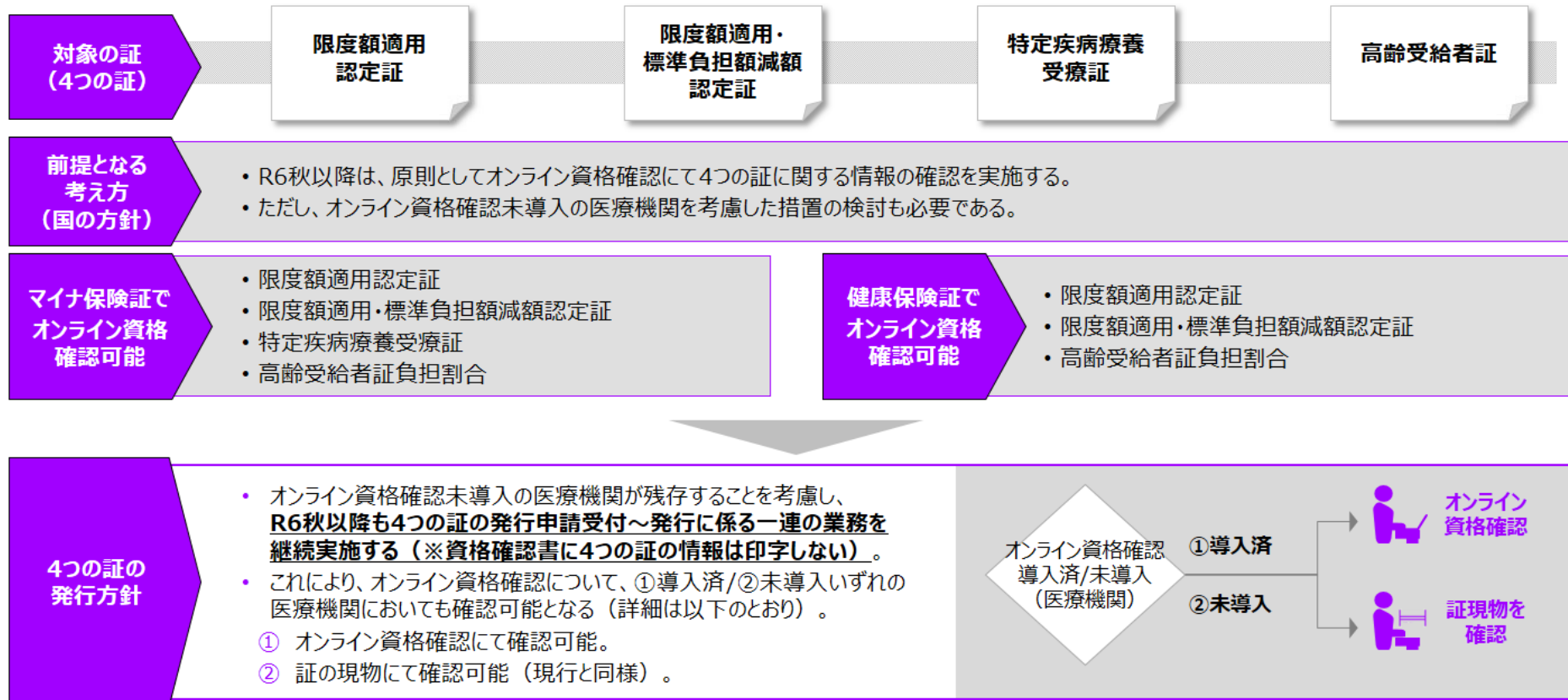
制度改正後(R6.12.2以降)の医療機関等受診方法

受診方法		令和6年					令和7年												令和8年																			
		8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8												
							制度改正日 (R6.12.2)												経過措置期間 (保険証利用可能)												経過措置期間終了 (R7.12.1)							
①	健康保険証	※R6.11.29処理分 まで発行																	※経過措置期間終了後使用不可																			
②	マイナ保険証	※オンライン資格確認(「オン資」)が可能な医療機関のみ使用可能																																				
→	マイナポータル(スマホ) +マイナ保険証 ※オン資が出来ない場合																																					
	マイナポータル(PDF) +マイナ保険証 ※オン資が出来ない場合	※R6.2.6より使用可能																																				
	資格情報のお知らせ +マイナ保険証 ※オン資が出来ない場合	※制度改正後使用可能																																				
③	資格確認書	※制度改正後使用可能 有効期限は最大で5年																																				

その他（被保険者証以外の証の取り扱い）

- 被保険者証以外の4つの証について、原則として証の確認は不要となる見込みだが、オンライン資格確認未導入の医療機関等を考慮した措置が必要な状況であるため、加入者の申請に基づく4つの証の発行業務をR6.12以降も継続実施する。
- 患者はこれまで限度額適用認定証が必要となった場合、申請を行う必要があったがオンライン資格確認導入後は患者からの申請なしに保険者が限度額情報を取得することができる。
- 限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証に関しては申請が必要。

4つの証の発行方針



マイナンバー欄を追加する申請書（令和6年12月）

- ・ 既存帳票のうちマイナンバー欄が追加される帳票は下記。

No.	帳票名
1	任意継続被保険者 氏名・生年月日・性別・住所・電話番号変更（訂正）届
2	任意継続被扶養者 変更（訂正）届
3	健康保険法第118条第1項 該当・非該当届
4	健康保険被保険者出産育児一時金にかかる資格喪失等証明書交付申請書
5	負傷原因届
6	第三者行為届
7	特定健康診査受診券(セット券)申請書
8	特定保健指導利用券申請書（個人）
9	医療費のお知らせ依頼書

データ登録未完了のお知らせ、完了のお知らせの概要

資格取得届等にマイナンバーの記載がなく、資格取得からマイナ保険証が使用できるまでに通常以上の時間を要する方を対象に、中間サーバーへのマイナンバーの登録状況を通知する「データ登録未完了のお知らせ・データ登録完了のお知らせ」を送付する。

対象者	①データ登録未完了のお知らせ 2024年12月2日以降 に新規に加入した者のうち、資格取得届等にマイナンバーが記載されていない加入者 ②データ登録完了のお知らせ ①の対象者のうち、マイナンバーを収録したことで中間サーバーへ資格情報を登録できた加入者	
通知方法	事業主を通じて被保険者宛に通知（特定記録郵便で発送）	
通知内容	（事業主宛送付書） ・対象者の記号・番号・枝番 ・被保険者の氏名 ・対象者の氏名	（被保険者宛通知） ・対象者の記号・番号・枝番 ・被保険者の氏名 ・対象者の氏名・生年月日・資格取得日
通知時期	①データ登録未完了のお知らせ 日本年金機構において資格取得情報を登録してから約4営業日後に委託事業者から発送（資格情報のお知らせ、資格確認書とは別送） ②データ登録完了のお知らせ 中間サーバーに加入者情報を登録してから約2営業日後に委託事業者から発送	

マイナ保険証に関する問い合わせ先

(国) マイナンバー総合フリーダイヤル

「通知カード」「個人番号カード」に関することやその他マイナンバー制度に関するお問い合わせ先

0120-95-0178

※マイナンバー制度やマイナンバーカードに関する一般的なお問い合わせは、国のマイナンバー総合ダイヤルをご利用ください。

(協会) マイナンバーコールセンター

・協会けんぽでは、以下の事項に対するお問い合わせ先として、専用のコールセンターを設置します。

- マイナ保険証、オンライン資格確認
- 資格情報のお知らせ
- 資格確認書 等

・これらに関するお問い合わせは、協会けんぽマイナンバーコールセンターをご利用ください。

【協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル】 **0570-015-369** (ナビダイヤル)

※土日祝日年末年始を除く

・設置期間：令和6年9月2日から令和8年2月28日（予定）

※上記のコールセンターでは、英語、中国語、韓国語、スペイン語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、ネパール語、ビルマ語等22か国語について対応を行う予定です。加入者等・オペレーター・通訳者の三者通話となります。

より詳しくマイナ保険証について知るためには

マイナ保険証解説動画

マイナ保険証の制度や使用方法について
動画でご案内しています。
右の二次元バーコードからご覧ください。



協会けんぽ特設ページ

協会けんぽではマイナ保険証について
解説した特設ページを作成しています。
右の二次元バーコードからご覧ください。



事業主の皆様へのお願い

事業主の皆様への4つのお願いです。

1. 新規採用者については、内定段階でマイナンバーを収集してください。
健康保険の資格取得届および被扶養者異動届は、5日以内に日本年金機構へご提出ください。
※健康保険法施行規則上の義務です。
2. マイナンバーの収集を委託している場合でも、5日以内に提出されるよう、早期に委託業者への業務（契約）の見直しをお願いします。
3. 資格取得届および被扶養者異動届のご提出にあたり、マイナンバーを正確にご記載ください。
※健康保険法施行規則において、事業主は、届出に際し、マイナンバーの提出を求め、または記載事項にかかる事実確認をすることができると規定されています。
4. 協会けんぽは、マイナ保険証の利用率目標を定めました。
従業員の皆さまに対し、医療機関や薬局での受診の際には、ぜひマイナ保険証で受診するよう、積極的に呼びかけてください。
※健康経営優良法人認定制度の調査項目に、事業主のマイナ保険証の利用促進の取組状況が追加される予定です。

ご協力をよろしくお願いいたします。

ご協力のほど
よろしくお願いいたします！

